

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

根室市

### 2 構造改革特別区域の名称

ねむろ果実酒特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

根室市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置概要

根室市は、北海道東部に位置し、東西に 100.83 km、南北に 54.87 km に延びる細長い半島状の地形を有し、面積 506.25 km<sup>2</sup>（うち歯舞群島 94.84 km<sup>2</sup>）の自治体である。北部はオホーツク海、南部は太平洋を臨み、東部は納沙布岬の先に海を隔てて歯舞群島及び色丹島、北東には国後島、択捉島からなる北方領土が連なり、西部には白鳥の湖として知られる広大な風蓮湖と世界有数の野鳥・水鳥の飛来地として有名であるラムサール条約登録湿地を有する自然豊かなまちである。

#### (2) 気候

海洋性気候に該当し、冬期は晴天乾燥の冬晴れの気候となるが、夏季は近海を流れる親潮寒流の影響を受け、年間の海霧日数が例年 100 日前後に達するほど海霧が多発するとともに、令和 3 年の年平均気温は 7.4℃と他の地域に比べて気温が低いという特徴を持つ。

また、最高気温 29.7℃、最低気温-13.3℃と寒暖の差がやや大きく、日照時間は 1,941 時間となっているが、海霧のため特に 6 月から 8 月に著しく少なく、秋から冬にかけて晴天の日が多い。令和 3 年の降水量は 1,186.5 mm、年間降雪量は 153 cm である。

気圧については、平成 24 年から平成 29 年までの平均値で 1011hPa、風速については平成 24 年から平成 29 年までの平均値で 5.7m/s となっている。

#### (3) 人口

人口は、国勢調査による人口比較では、昭和 50 年の 45,817 人をピークに減少が続いており、平成 2 年は 36,912 人で減少率が 19.4%であったが、平成 17 年には 31,202 人で減少率 15.5%、平成 27 年には 26,917 人で減少率 13.7%となり、令和 2 年は 24,636 人で減少率 8.5%となり、今後もその傾向は続くものと見込まれる。

#### (4) 産業

本市は全国有数の水産資源を有する地域で、基幹産業は、漁業や水産加工業を中心とする食料品製造業であり、令和2年の産出額は約271億円となっている。そのため、産業力維持のために継続的かつ安定的な漁獲量の確保が求められているが、国際漁業規制の影響などによる漁獲量や操業隻数の減少は、関連業界に大きな影響を及ぼしている。

また、農業については古くから草地型酪農が中心であり、令和2年の産出額は約69億円となっている。しかし、近年の飼料高騰と牛乳の消費量減少により不安定な事業経営を余儀なくされており、更に農畜産物の需給不均衡や輸入自由化などによる価格の引下げや据え置きなど、取り巻く環境は一段と厳しさが増していることから、経営規模の拡大や機械化による省力化が進んでいる一方で、家族単位の経営による労働時間の過重や労働力不足、高齢化や後継者不足などによる離農が顕在化している状況にある。

こうした中で、本市の特徴を生かした新たな産業の創出が急務であり、冷涼な気候を生かしたぶどうの栽培について、令和2年から1経営体が約6haで、加工（醸造）用ぶどう栽培の取組みを始めており、今年もさらに規模拡大に努めている。

なお、根室市の産業別の就業人口の構成は、2015年の国勢調査結果では13,876人、その内訳として第一次産業が2,768人、第二次産業で3,162人、第三次産業が7,751人となっており、1977年（昭和52年）のサケマス200海里規制の影響を受け、1975年（昭和50年）から1980年（昭和55年）の間に減少に転じている。1975年（昭和50年）と2015年（平成27年）の就業人口を比較すると、9,130人減少し、減少率は39.7%となっており、市内における働く場の減少が顕著である。

#### (5) 地域づくり

平成27年3月に平成27年度からの10年間を期間とする第9期根室市総合計画を策定し、「海と大地に根ざす「生産・交流都市」ねむろ」を都市像に掲げ、太平洋、オホーツク海、根釧台地、風蓮湖、春国岱など、海から湿原や大地までの自然と、そこで育んできた産業と生命が織りなす「根室」を財産とし、生産の海と大地に、市民一人ひとりが「明日への夢」を灯し、互いに地域コミュニティに支えられながら、楽しく暮らす街並みがあり、都市部との交流でさらに新しい文化を育むまちを市民一丸となり目指している。

また、令和3年6月に、第2期根室市創生総合戦略を策定し、国や北海道の長期ビジョン及び総合戦略並びに第1期根室市創生総合戦略を勘案しつつ、人口の現状と将来の展望を提示する「根室市人口ビジョン（改訂版）」（2019年（令和元年）12月改訂）を踏まえて、基本目標や施策の基本的な方向、具体的な施策をまとめ、自立した地域社会の実現を目指しており、第2期根室市創生総合戦略に記載の重点プロジェクトにおいて、安定した雇用や新しい人の流れをつくる施策の一つとして「冷涼な気候を活かした、果樹栽培など、新たな産業の創出」と記載しており、新たな特産品となる醸造用ぶどうを栽培し、自らの手によって果実酒を製造することで地域活性化に取組み、新たな産業の創出を目

指すこととしている。

#### (6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市の果樹生産は現時点においては少量であるが、類似した気候である近隣の弟子屈町では令和3年に約107haで約3,780kgのぶどうの栽培実績があり、気圧と風速が類似しているイギリスのロンドン南部においても冷涼な気候を生かしたワインの製造は行われている。そのため、本市も果樹栽培に適した地域であると判断し、市内でのワイン製造を目指した農業者が、醸造用ブドウの栽培に取り組んでいるところである。将来的には自ら設立したワイナリーで果実酒を製造・販売することで地域振興を図ろうとしており、これらを支援することは根室市が進めるまちづくりと合致する。

また、新たな特産品が生まれることで、交流人口の増加や新たな雇用創出など地域経済の活性化につながることから、規制の特例措置を活用し、果実酒製造に参入し易い条件整備を図る必要がある。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業は、明治19年に440戸の屯田兵が入植したことに始まり、馬産振興と一部乳牛による営農が進められてきたが、昭和30年代に寒冷地農業として草地型酪農が確立され、専業農家を中心に大規模で機械化された先進型大型経営が展開されている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地の遊休化が懸念され、このまま放置すれば、担い手の規模拡大が遅れるばかりではなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

こうした現状の中、近年、新たに醸造用のブドウの作付けを開始し、徐々に作付面積を広げている事業者がいるものの、作付けから収穫までに一定の年数を必要とすることから、果実酒の醸造にあたり酒類の製造免許に係る最低製造数量基準に達することは難しい状況にある。

このことから、規制の特例措置を活用することで、事業者が、自ら栽培した本市の特産品である果実を自らの手によって果実酒を製造することが可能となり、根室産業フェスティバルや根室さんま祭り等の地場産品を扱う食関連イベントにおいて販売会やPRを行うことにより、地産地消の推進及び新たな地域ブランドの確立が期待でき、交流人口の増加や新たな雇用創出など地域産業の活性化のほか、新規就農者の増加や遊休農地の発生防止といった効果が期待できる。

以上のことから本市の農業の振興のみならず、地域全体の活性化にも繋がることから、本特例措置を活用する意義は極めて大きいものである。

### 6 構造改革特別区域の目標

特例措置を活用することにより、市内で生産された果実での酒類製造事業に取り組み

やすくなり、他事業者が果実酒製造に参入することが期待できる。

新たな特産品を生み出し、ブランドの確立を図ることで生産者と消費者の交流促進と地域経済の活性化を目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 地域農業の振興

農産物の高付加価値化による収益力の向上が図られるとともに、新たな特産品の創出による販路の開拓や拡大が見込まれる。

また、新たな農作物の生産については、耕作放棄地の未然防止、未利用地における新たな活用法の開発や農業就業人口の増加が期待されるなど地域農業の振興に寄与するものである。

### (2) 新たな特産品による地域経済の活性化

根室市産の果実酒について市内外へPRすることで、本市の知名度向上が期待できる。

また、特産品販売に携わる関係団体や地元販売店・飲食店等と連携し、周知・販売を行うことで生産者と消費者の交流の拡大が期待でき、地域全体の活性化が図られる。

#### 【特産酒類の製造に関する目標】

区分	令和4年度 (2023年度)	令和5年度 (2024年度)	令和6年度 (2025年度)
特産酒類製造事業者数	1件	1件	1件
特産酒類(果実酒)製造数量	2k1	4k1	6k1

## 8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1. 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業の関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

根室市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、地元農産物の消費拡大や高付加価値化につながるとともに、農業就業人口の増加、新たな地域ブランドの創出が図られ、農業振興ならびに地域活性化に寄与する。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。